

平成26年度税制改正について

－税制改正大綱における金融庁関係の主要項目－

平成25年12月
金 融 庁



1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大のための税制上の措置(1)

NISA(少額投資非課税制度)の利便性向上

【現状及び問題点】

- 平成26年1月より開始されるNISAの普及・定着により、自助努力に基づく家計の資産形成の支援・促進と、経済成長に必要な成長マネーの供給拡大の両立を図ることが期待されている。
- しかし、現在導入が予定されているNISAについて、
 - ・ 同一勘定設定期間内(最長4年間)における口座開設金融機関の変更ができない
 - ・ 一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間内の再開設ができない等、利用者にとって不便な点がある。

⇒NISAの普及・定着を図る観点から、早期に同制度の利便性向上・手続の簡素化を図る必要。

【大綱の概要】

○NISA口座開設等の柔軟化

- ①NISA口座を開設する金融機関について、一年単位での変更を認める。
- ②NISA口座を廃止した場合、再開設することを認める。

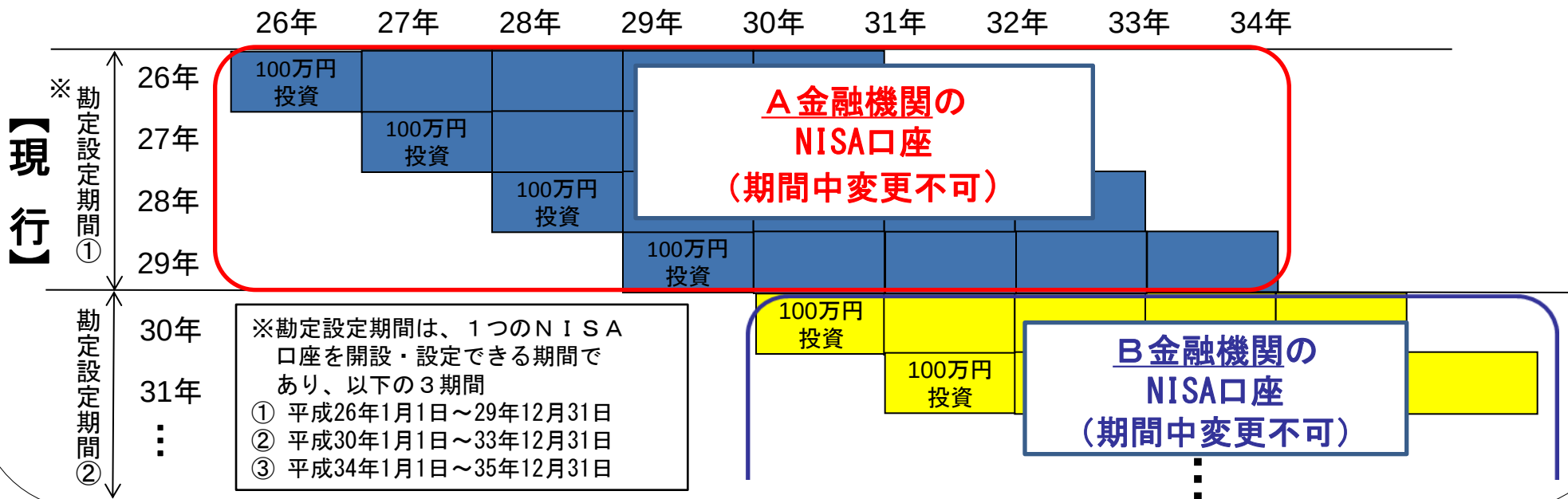
○検討事項(以下の内容を記載)

「NISAについては、投資家のすそ野を広げ、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、措置の実績や効果の検証等を踏まえ、引き続き検討する。」

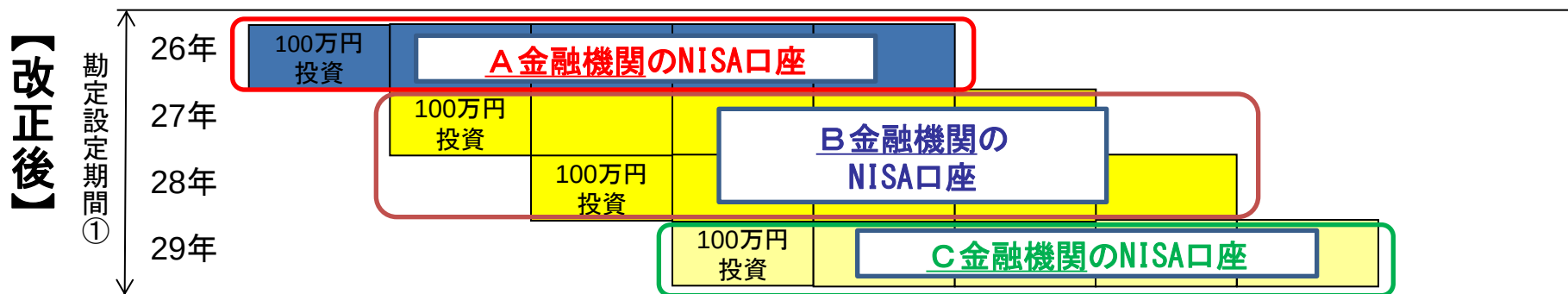
① NISA口座を開設する金融機関の変更

同一勘定設定期間※内(最長4年間)は、NISA口座を開設する金融機関の変更はできない。

⇒金融機関によって取扱商品が異なるが、顧客は投資ニーズに応じて金融機関を変更することができない。



NISA口座を開設する金融機関について、一年単位での変更を認める。

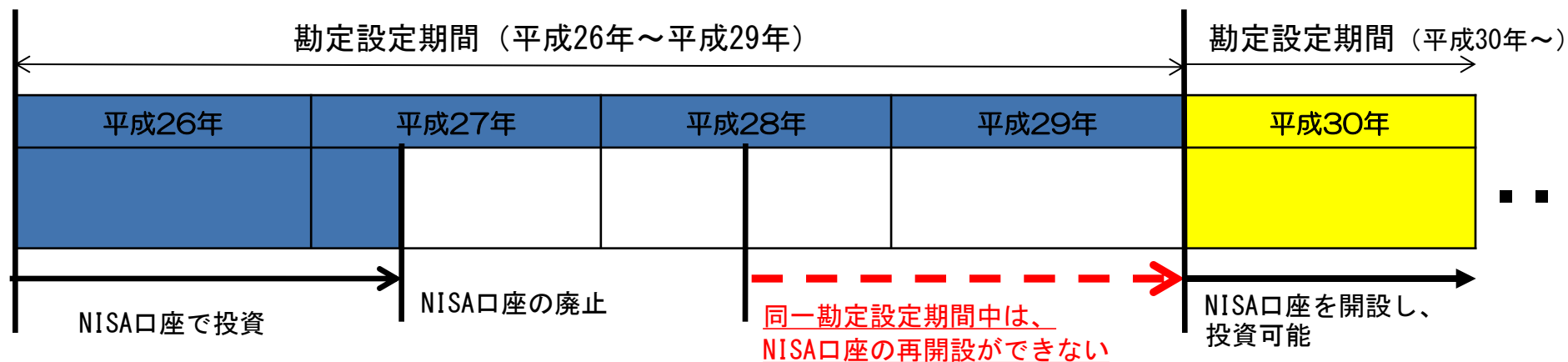


② NISA口座廃止後の再開設

一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間中は、NISA口座を再開設できない。

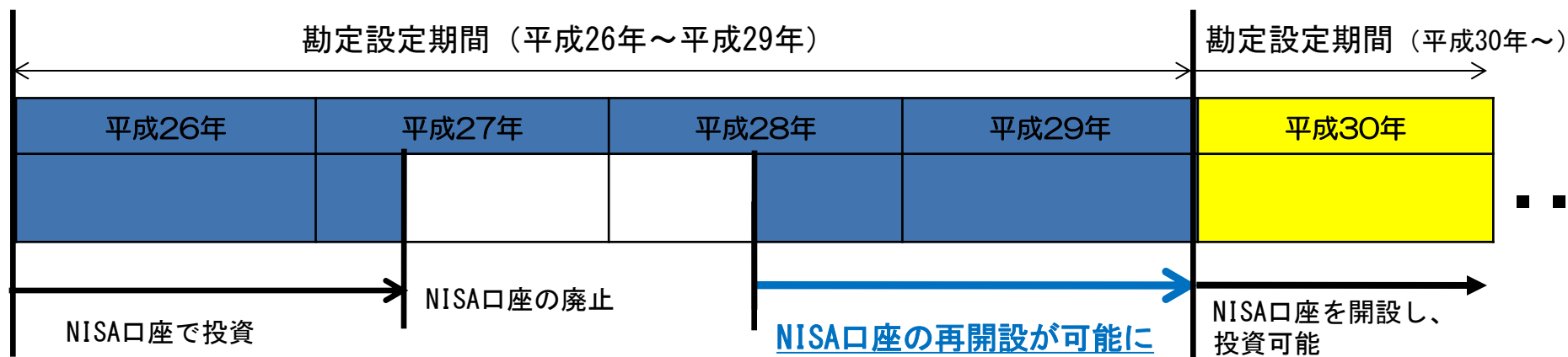
(例) 海外転勤等でNISA口座を廃止した場合であっても、同一勘定設定期間中は帰国後のNISA口座の再開設ができない

【**現
行**】



NISA口座を廃止した場合、再開設することを認める。

【**改
正
後**】



1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大のための税制上の措置(2)

金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

【現状及び問題点】

- 金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。
- 平成25年度税制改正において、損益通算の範囲が特定公社債等にまで拡大されたところであるが、デリバティブ取引・預貯金については、未だ損益通算が認められていない現状。

【大綱の概要】

- 検討事項として、以下の内容を記載。
「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離	25年改正により、28年1月から損益通算が認められる範囲
デリバティブ取引	申告分離		更なる一体化については、総合取引所の実現にも資する観点から、引き続き検討
預貯金	源泉分離	—	

2. 事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置(1)

個人事業者に係る事業再生税制の創設

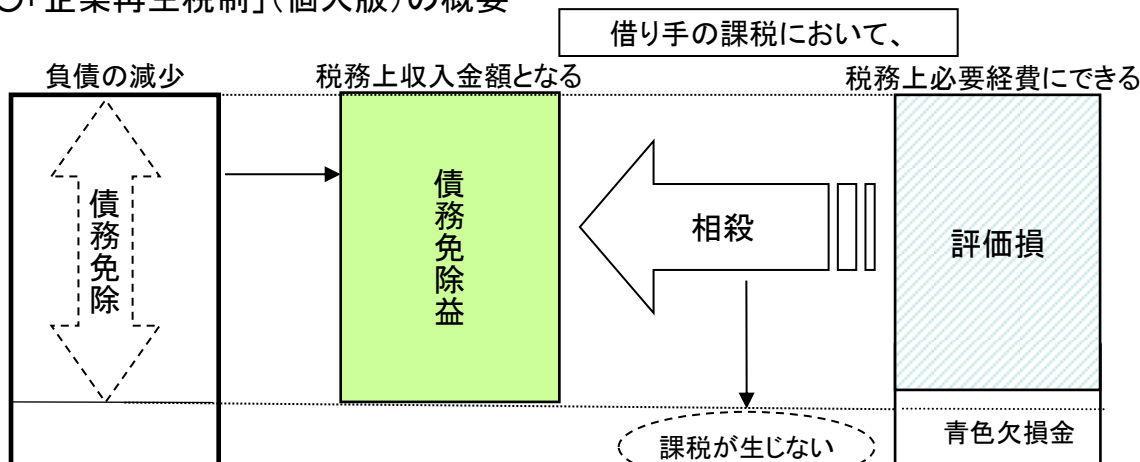
【現状及び問題点】

- 法人については、「合理的な再生計画」(注)に基づき、再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることはないよう、法人税制において「企業再生税制」が措置されているところ。
- しかし、個人事業者については、合理的な再生計画に基づき、金融機関等から債権放棄を受ける場合であっても、所得税法においては同等の税制措置が講じられていない。
- このため、個人事業者に対する債権放棄が進まず、事業再生や地域の面的再生の障害となっているケースが生じている。(注)中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構等の準則に則り作成された計画。

【大綱の概要】

- 事業を営む個人が、合理的な再生計画に基づき債務免除を受けた場合について、減価償却資産及び繰延資産等の評価損の額に相当する金額を必要経費に算入する特例を創設。
- 個人が、破産法の免責許可の決定、再生計画認可の決定その他資力を喪失して債務の弁済が著しく困難であると認められる事由により債務免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の額については、総収入金額に不算入。

○「企業再生税制」(個人版)の概要



① 減価償却資産等の評価損について、必要経費算入が可能(注)

(注) 事業所得等の金額を限度とする

② 破産法の免責許可の決定、再生計画認可の決定等により、債務免除を受けた場合、当該免除による経済的利益は総収入金額に不算入(注)

(注) 現行所基通36-17(債務免除益の特例)の内容を税法上に明文化

2. 事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置(2)

地域経済活性化支援機構に係る企業再生税制の適用の拡大

【現状及び問題点】

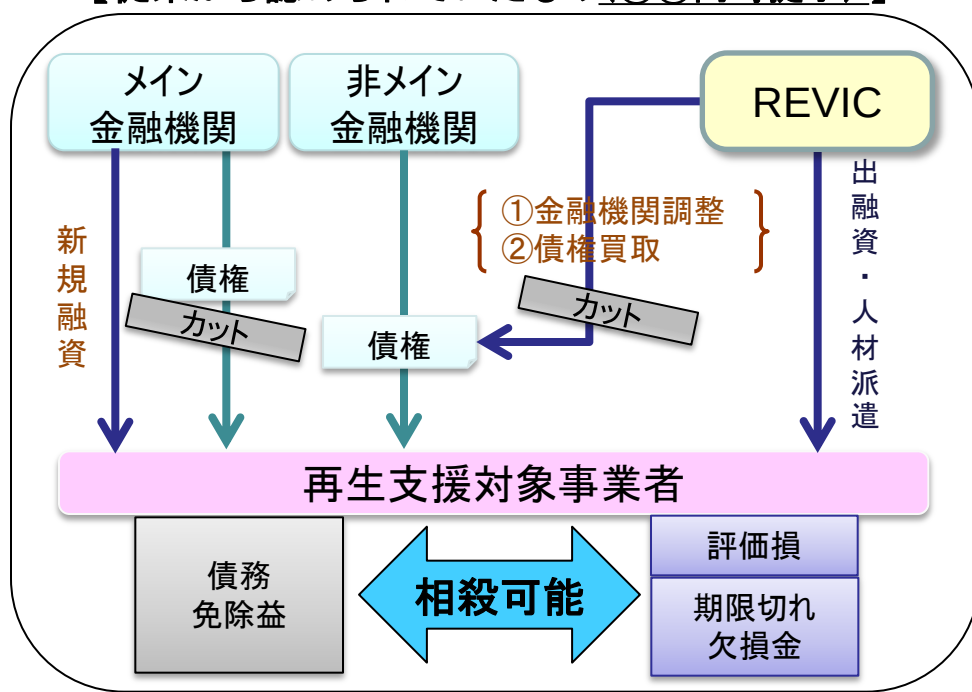
- 現行制度上、地域経済活性化支援機構による債権買取を前提とした債権者間調整のみを行うケースには、企業再生税制の適用が認められる(平成20年度税制改正要望にて措置)。
- 一方、平成25年3月の機構法改正により、債権買取を前提としない債権者間調整のみを行うケースが認められたものの、その場合の企業再生税制の適用は現状認められていない。

【大綱の概要】

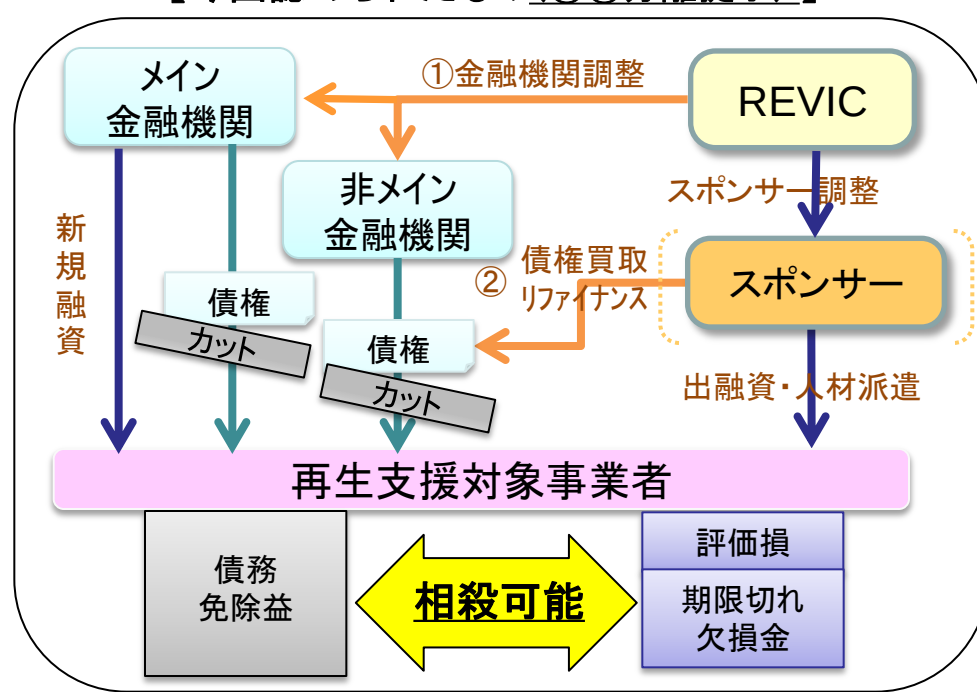
機構が債権者間調整のみを行い、金融機関等によって債務免除が行われた場合についても、「合理的な再生計画」^(注)に従って行われる事業再生として、企業再生税制の適用を認める。

(注) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(機構等の)準則に則り作成された計画等

【従来から認められていたもの(①②同時提示)】



【今回認められたもの(①②分離提示)】



2. 事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置(3)

経営者の私財提供に係る非課税措置の東日本大震災事業者再生支援機構への適用

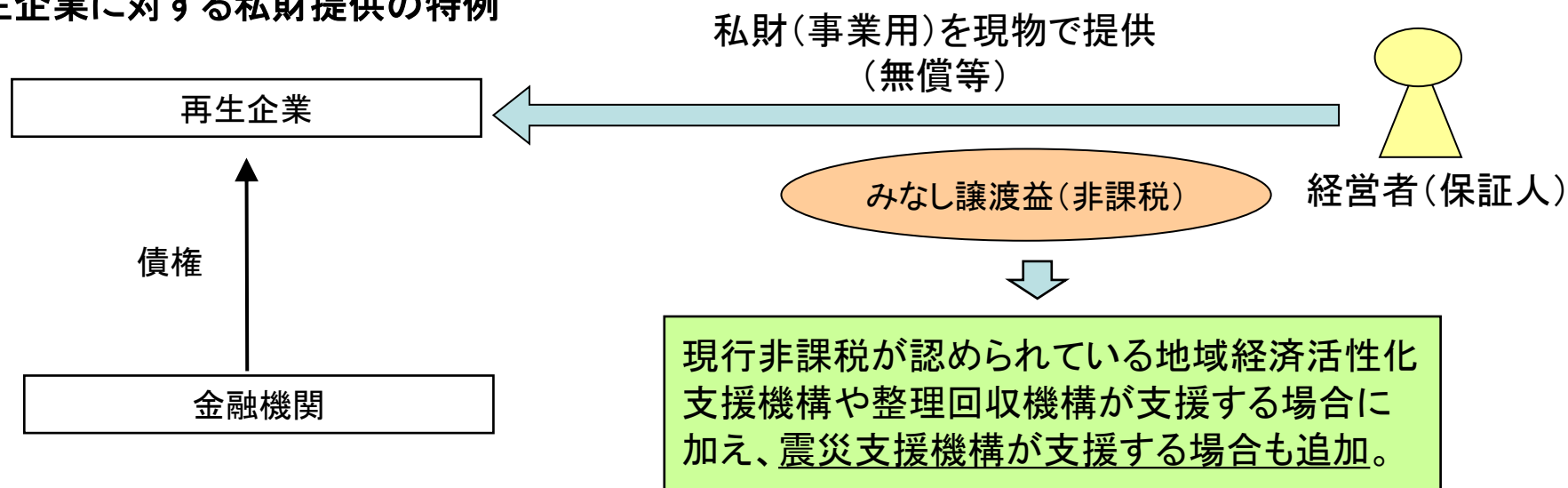
【現状及び問題点】

- 震災支援機構が支援する事業再生において、経営者が、自ら経営する企業の再建のために私財提供した場合、当該資産の評価が取得価額を上回っていれば、差額は「譲渡益」として、経営者に所得税が課せられる(みなし譲渡益課税)。
- 他方、地域経済活性化支援機構や整理回収機構等が支援する場合には、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供については、みなし譲渡益が非課税となる。

【大綱の概要】

震災支援機構が支援する事業再生においても、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、みなし譲渡益を非課税とする。

○再生企業に対する私財提供の特例



3. 国際的な金融取引の活性化に向けた税制面の対応(1)

国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)

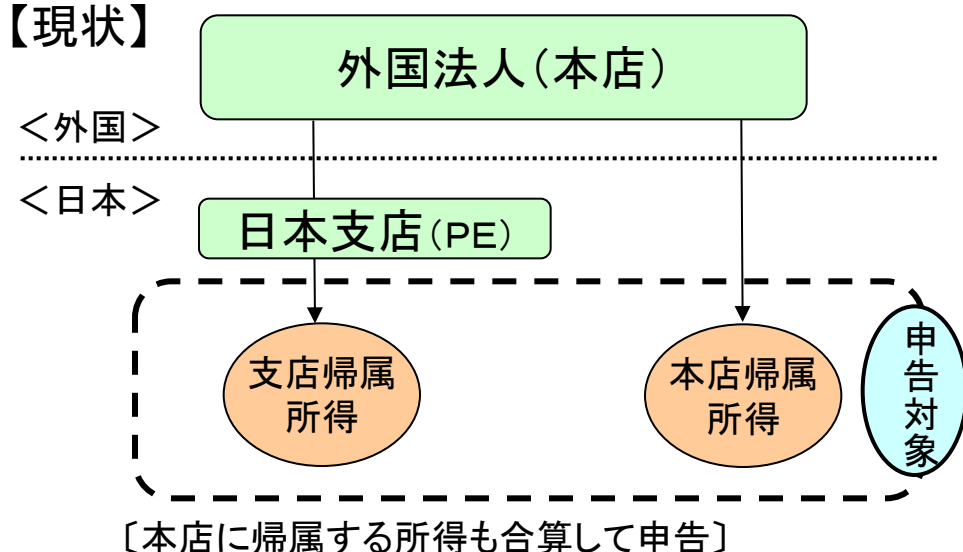
【現状及び問題点】

- OECD加盟の主要国においては、外国法人が国内に恒久的施設(PE)を有する場合、PEに帰属する所得のみを申告対象とすることとされている(帰属主義)。
 - しかしながら、我が国においては、外国法人が国内にPEを有する場合、PEに帰属しているか否かを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要(総合主義)。
- ⇒ 税制がグローバル・スタンダードから乖離しており、対内投資の阻害要因となっている。

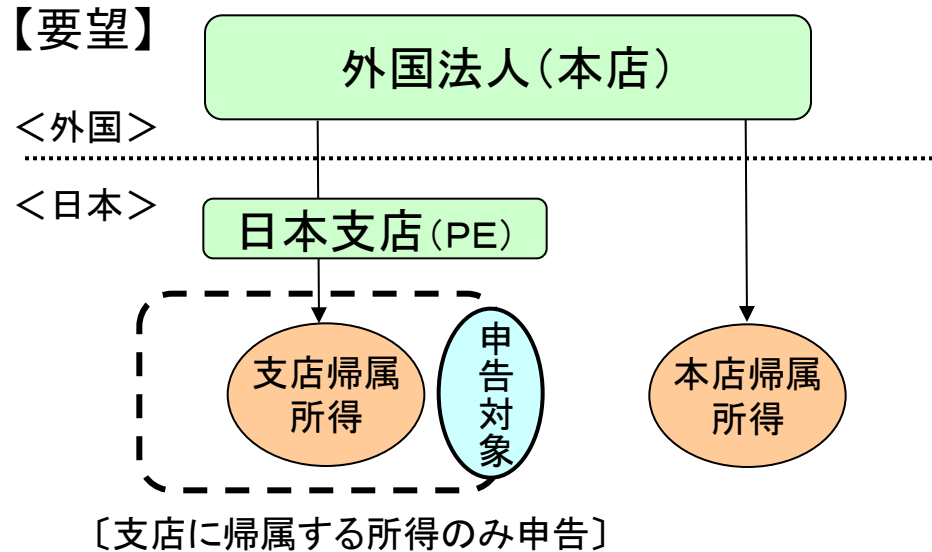
【大綱の概要】

外国法人に対する課税原則について、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法を、2010年改訂後のOECDモデル租税条約に沿った「帰属主義」に見直す。

【現状】



【要望】



3. 国際的な金融取引の活性化に向けた税制面の対応(2)

日本版スーク(イスラム債)に係る非課税措置の延長

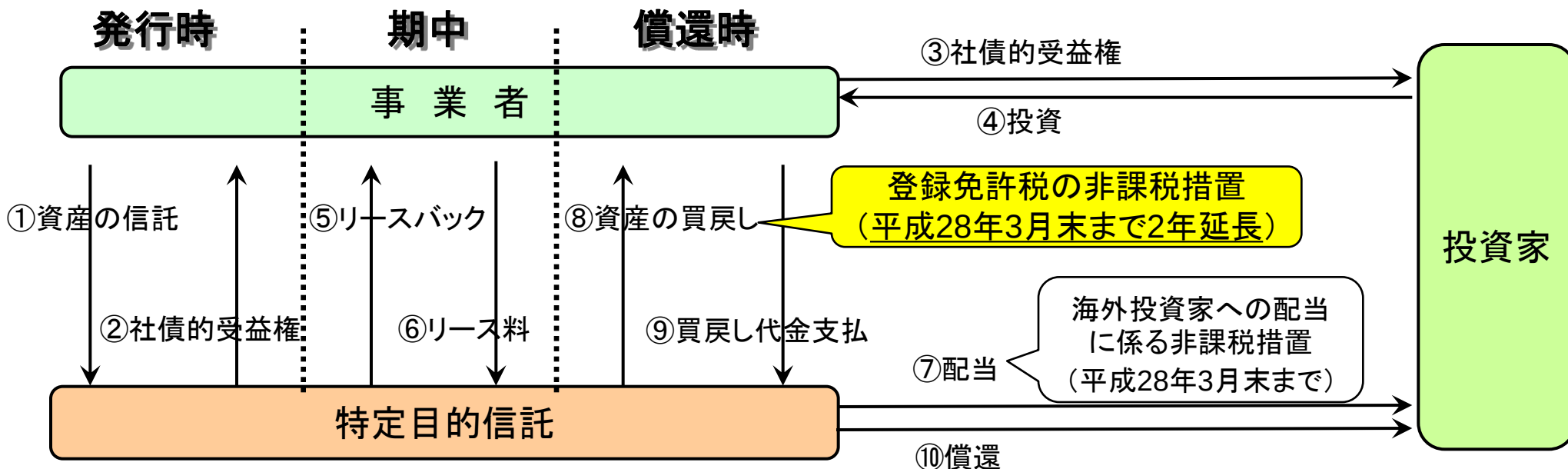
【現状及び問題点】

- 日本におけるスークの発行を促し、日本市場の活性化につなげる観点から、経済的に社債と同等の性質を確保するため、日本版スークに係る非課税措置の恒久化が求められる。
 - しかし、信託からの資産の買戻しに係る登録免許税の非課税措置については、26年3月末までの時限措置とされており、今後、日本におけるスークの発行が進まなくなるおそれがある。
- ※このほか、海外投資家への配当に係る非課税措置が平成28年3月末までとされている。

【大綱の概要】

日本版スークに係る非課税措置を平成28年3月末まで2年延長する。

<日本版スークの発行スキーム>



(注) ①はもともと非課税。⑧に関する不動産取得税の非課税は恒久化済み。